

所管事務の調査（報告）

- ・ 緊急時における水道用水に関する相互協力の
実施について

上 下 水 道 局

緊急時における水道用水に関する相互協力の実施について

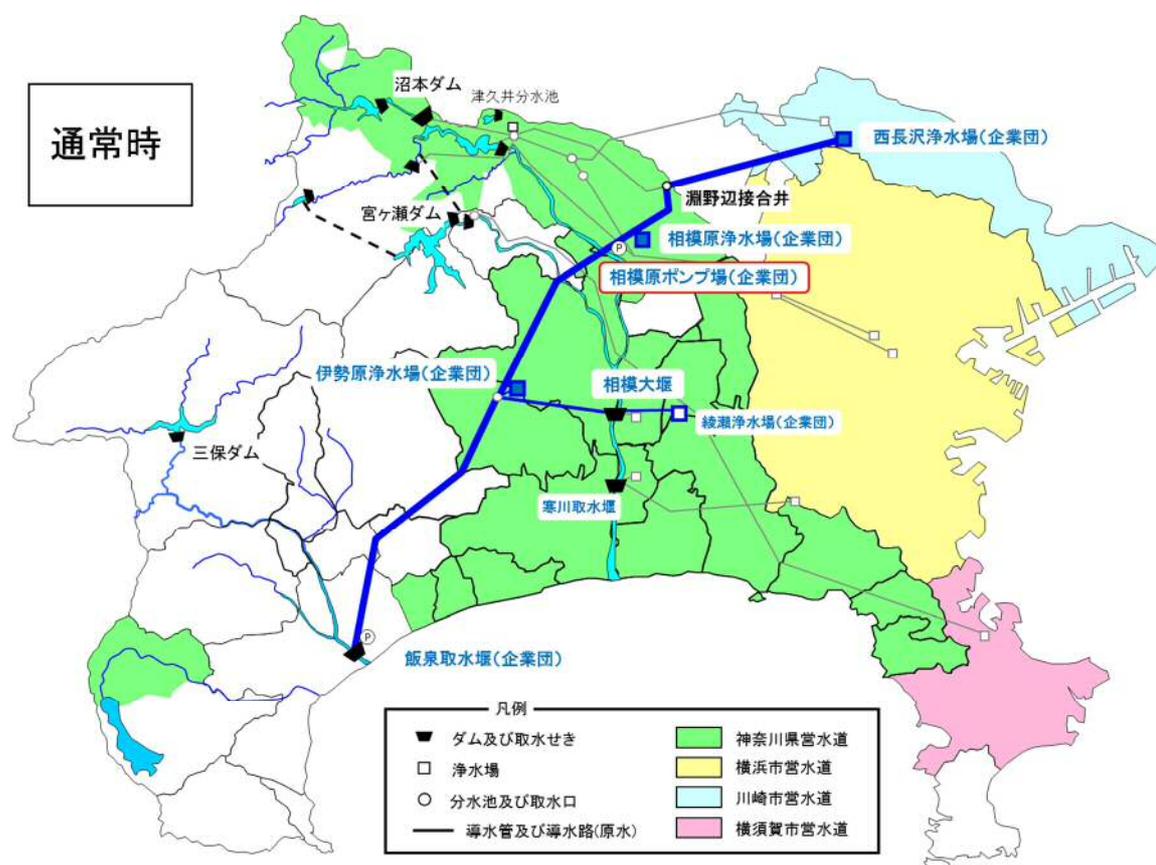
1. 協定の概要について

- 神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び神奈川県内広域水道企業団の県内5事業者は、震災、水質事故、施設事故等の緊急時において、水道用水の安定供給を確保するため、平成23年9月に「緊急時における水道用水の安定供給のための相互協力に関する協定書」を取り交わして広域連携を強化しています。
- また、協定に基づく緊急導水については、企業団からの供給ではないことから、その費用については、川崎市及び横浜市が沼本ダムから取水・導水し、企業団西長沢浄水場において浄水処理を行い、川崎市及び横浜市内に給水したとの考え方により、平成26年3月に「緊急時の相互協力等の実施及び費用負担に関する覚書」を県内5事業者で取り交わしています。

2. 平成29年度の企業団相模原ポンプ場導水ポンプに関する対応について

(1) 企業団相模原ポンプ場の概要について

- 相模原ポンプ場は、飯泉取水堰及び相模大堰で取水した原水を、神奈川県及び横浜市へ供給する相模原浄水場と、川崎市及び横浜市へ供給する西長沢浄水場まで導水するための施設です。(下図参照)
- 導水ポンプは4台設置されており、通常時は2~3台の運用で1日あたり65万~90万m³を導水しています。



(2) 導水ポンプの緊急停止について

- 平成 29 年 7 月 16 日、7 月 19 日に、それぞれ 1 台の導水ポンプの電動機が一部焼損したことにより、緊急停止しました。
- その後、7 月 29 日に電気設備の故障により、3 台目の導水ポンプが緊急停止しました。

(参考資料参照)

3. 協定に基づく緊急導水の実施について

- 導水ポンプ 3 台が緊急停止したため、運転できるポンプが 1 台のみとなり、相模原浄水場及び西長沢浄水場への水量が不足し神奈川県内の給水に影響があることから、協定に基づき、平成 29 年 7 月 29 日から 8 月 3 日まで、川崎市及び横浜市が沼本ダムから西長沢浄水場への緊急導水を実施し、広域的な減断水の発生を回避いたしました。(下図参照)
- この導水ポンプの緊急停止で不足した水量は、1 日あたり約 43 万 m³ でした。これに対応するため、沼本地点で利用していなかった川崎市の 1 日あたり約 14 万 m³ と、横浜市の約 10 万 m³ を緊急導水し西長沢浄水場を利用して浄水処理をしました。さらに、不足する水量約 19 万 m³ については、企業団相模大堰からの取水の一部を沼本地点に変更して取水し、企業団が自ら西長沢浄水場で浄水処理を行いました。
- 川崎市の緊急導水の総量は約 72 万 m³ であり、協定に基づく浄水処理を企業団西長沢浄水場で行ったため、浄水処理等に要した費用として約 440 万円を負担しました。なお、この水量に相当する、企業団からの受水がなかったことから、受水費相当額約 1,020 万円の負担は発生しませんでした。

